

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

我が国の少子化は平成2年の「1.57ショック」と呼ばれる合計特殊出生率の低さが問題となり、深刻な状況であるとの認識が一般化されました。

国では平成6年12月に、子育てと仕事の両立支援などの子どもを生み育てやすい環境の整備を目指した「エンゼルプラン」を、平成11年12月には、中長期に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策基本方針」を策定し、以後、「新エンゼルプラン」、仕事と子育ての両立支援等の方針について（平成13年7月閣議決定）に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、社会全体で子育てをする支援対策に取り組んできました。

しかし、我が国においては、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年の間は年間205万人の出生）以降ほぼ一貫して少子化が急速に進行しており、平成19年の出生数は約109万人で、第2次ベビーブームの半数まで減少しています。

少子化の要因としては、従来から「晩婚化・未婚化」が指摘されてきたところではありますが、これに加えて結婚した夫婦から生まれる子供の数も減少していることが新たに明らかになりました。

現状のままでは、国の総人口は減少し続け、このような少子化の進行は国の社会経済に大きな影響を及ぼすものであることから、もう一段の対策の推進が開始されることとなりました。

当面の取り組み方針として新しい「将来推計人口」の結果を受けて、これまでの少子化対策について改めて点検し、少子化の流れを変えるための実効性のある対策について、国、地方公共団体、企業等が一体となって、次世代育成支援を進めることとされ、都市化・核家族化の進行等により脆弱化してきた家庭や地域社会における「子育て機能の再生」の実現が目的として位置づけられています。

また、従来の取り組みは保育をはじめとする「子育てと仕事の両立支援」が中心でありましたが、これに加え新たに「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった4つの柱に沿った総合的な取り組み「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これらを具体的に推進するために平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

2 計画の目的

この計画は、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されること」を目的に、子育て家庭への支援や、子どもが育つ環境の整備など、子育て・子育てに関わる施策の基本的

方向性や目標を定め、総合的、計画的に推進するため策定するものです。

3 計画期間及び位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

次世代育成支援対策推進法で規定する10年間の集中的な取組みのうち、前期5年（平成17年度～平成21年度）を検証し、後期5年（平成22年度～平成26年度）を計画期間とします。



計画の対象は、本町全ての子ども（児童福祉法で定める18歳未満）とその家庭、地域、企業、各種団体、行政など子どもに関わる全ての個人・団体としています。

本町では、昭和47年から10年ごとに先を展望した総合振興計画を策定し「健康でやさしさあふれる快適なまちづくり」を施策の柱として取り組んできました。

平成6年には、高齢者だけでなく全町民を対象とした「津南町保健医療福祉計画」を策定し子育て支援の推進を図ってきました。

また、前期行動計画では「子どもの心の安らかな発達と育児支援」「保育所の整備充実」「児童、青少年の健全育成」等の基本目標を掲げ、幅広く施策を展開してまいりました。

しかし、時代とともに新たな課題、ニーズが生じてきています。

現状を分析し、課題を踏まえたうえで「津南町総合振興計画」（平成13年度～平成22年度）「津南町保健医療福祉計画」（平成21年度～平成25年度）との調和をとった計画とします。

4 計画策定の方法

この計画は、平成21年7月に公募による町民と町職員からなる「町づくり検討委員会」が組織され、保育教育チーム、健康保健チームなど次世代育成に係るチームにより、町づくりの検証、事業の見直し作業が行われました。

各チームの検討結果をまとめた「町づくり計画書」の反映・整合性を図るため、関係チームから選出された委員及び行政の関係機関から「次世代育成支援対策地域協議会」を組織し、計画の内容を審議しました。

また、この計画を策定するにあたっては、6月に未就学児童、小学校1～3年生の保護者を対象に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、住民の意向や生活実態を把握しサービスの量、質的なニーズを把握したうえで、今後の人口推計、社会的な背景を踏まえて策定しました。